

## 【書評】

黒田 学 (編)

# 『ロシアの障害児教育・インクルーシブ教育』

(「世界の特別ニーズ教育と社会開発」シリーズ1, クリエイツかもがわ, 2015年)

黒田 吉孝 (びわこ学院大学)  
連絡先 E-mail:kuroda@newton.ac.jp

### 1. 本書の性格

本書は、文部科学省による科学的研究費補助金「特別なニーズをもつ子どもへの教育・社会開発に関する比較研究」(基盤研究(A), 2011年度～2015年度)の成果にもとづく、シリーズ本の第1巻目である。研究は、障害のある子どもの中でも知的障害を中心におき、一つの軸に先進国と発展途上国の「社会開発パラダイム」を立て、もう一つの軸にアジア、ユーラシア・欧州、ラテンアメリカの「地域パラダイム」を立て、特別なニーズをもつ子どもへの教育と社会開発(福祉、医療、就労、社会参加)の現状と課題について、明らかにしようとしたものである。我が国においてはこれまで試みがなされなかった、壮大な構想と、かつ、相当な費用と労力にもとづく研究であり、黒田学氏を筆頭にした研究チームに敬意を表したい。研究チームは、社会学、教育学、心理学、経済学、歴史学、看護学など、多彩な専門家で構成されており、従来多くみられた「縦割り」の研究スタイルの、パッチワーク的な成果を越えた、真に「横断的」かつ「総合的」な成果が期待される。政府統計資料が少なく、あるいは、研究に耐えられる資料が入手困難と予測される国々を対象としていることを考えるならば、パイオニア研究として、あるいは、骨太の研究としても

期待される。

研究への期待は、その内容とも関係してくるが、本書では、3つの目的とリンクしている。本書からの引用によると、第1の目的は、EFA(「すべての人に教育を(Education for All)」)について、先進国の達成に対して、発展途上国ではなぜ達成が困難なのか、その諸要因を明らかにすること、第2の目的は、特別なニーズをもつ子どもの実態および子ども観、教育・社会開発の課題について、対象とする国や地域の歴史的背景や地域特性から明らかにすること、そして、第3の目的は、EFAの達成および特別なニーズをもつ子どもへの施策実施には、教育分野と社会開発の統合が実態的にも理論的にも重要であることを明らかにすることである。

一般的には経済的基盤の成熟度に応じて教育・社会開発が達成されると考えられるが、「特別なニーズをもつ子ども」への教育および社会開発の展開には、一般論を越える、それぞれの国や地域に固有の課題が多くみられることから、両者、すなわち、普遍性と特殊性から問題の核心に迫ろうとしている。普遍性は民主主義の到達度、特殊性はそれぞれの地域に固有な文化と歴史の歩みとも言える。画一的・原則的に論じることなく、個別具体性を大事にしなが

ら理解を深めていくという立場として受けとめることができる。附言すれば、普遍性は国連の子ども権利条約（1989年）や障害者権利条約（2006年）等の権利保障の内容と到達点であるとも言えるが、インクルーシブ教育は、インクルーシブ社会の少数者への社会的排除や差別の克服等、社会全体のシステムや構造と密接に結びついている。本書においても、この視点は貫かれており、特別なニーズをもつ子どもの教育・社会開発の検討を通して、インクルーシブ社会形成に関する新たな知見を提供しようと試みている。また、インクルーシブ教育の議論が、障害のある子どもが当該国の教育への適応に力点がおかれることが多いが、忘れてならないことは、インクルーシブ教育には、障害のある子どもを含みことによる、既成の教育を変える視点をもつ必要があることである。本書においても、このような視点を汲み取ることができるが、対象の国や地域でどう実現されているのか、いないのか、注目される。また、このような視点をもつための社会的条件とは何かについての検討も期待される。この検討は、日本のインクルーシブ教育を発展させるためにも重要であると考えられる。

## 2. 本書の構成とその特徴

ロシアでは、ここ数年、障害児教育・インクルーシブ教育が急速に展開していることを本書を通じて知ることができた。その背景には、2008年の国連・障害者権利条約の署名と2010年の批准、2011年の「障害者のための連邦プログラム」、2012年の大統領令第599号「教育および科学の分野における国家政策の実施」、そして、2013年のロシア教育アカデミー附属矯正教育研究所による「障害のある子どものための特別な連邦国家スタンダードのコンセプト」等に代表される、プーチン政権下での強力な教

育改革があり、そして、これらの政策は連動していることも特徴としてあげられる。プーチン政権が欧米諸国と伍し、勝ち抜くこととする、強力な国家を旨ざしていることはよく知られている。その目的のために教育を掌握しようとしていることは想像に難くない。本書で紹介しているように、2012年第4代大統領に就任した当日に13本の大統領令に署名したことに彼の教育を含む政治・経済等への統治に対する並々ならぬ意気込みが感じられる。教育分野に関しては、大統領令第599号「教育および科学の分野における国家政策の実施について」では、初等・中等教育の充実や就学前教育等のより幅広い教育制度の充実・改革が提案され、2016年までに3歳から6歳までの未就学児童すべてに対し就学前教育を保障し、身体障害のある子どもの中等および高等職業教育機関の進学割合を現在の3%から25%に増加させる等の政策が具体化されている。さらに、大統領令第597号「国家的社会政策の実施について」では、教師や医師の給与の引き上げ、労働生産性の向上や熟練労働者の増加が提案され、障害者のための雇用創出については2013年から2015年の期間に毎月1万4200件とする等の目標が掲げられたことが紹介されている。

教育がプーチン政権の国家プロジェクトとして動きだしていることは確かであるが、上記の大統領令では身体障害のみがあげられている。国家間競争に勝ち抜くための教育や能力主義を主眼とする教育とその下でのインクルーシブ教育であるならば、身体障害以外の知的障害等、すべての障害のある子どもにとって、あるいは、障害のない子どもにとって、ロシアのインクルーシブ教育をどのように考えるのか、歴史的検討を含め、議論を深める必要がある。この場合、知的障害、なかでも、重度の知的障害の子どもの教育政策と教育実態、そして、これ

らの子どもに対するインクルーシブ教育の位置づけと実践について、注意を向ける必要がある。また、通常学校でのインクルーシブ教育の実態や障害理解教育や障害のない子どもの意識等の検討も必要になる。

本調査研究が2011年から4年にわたり、かつ、この期間がロシアにおける障害児教育・インクルーシブ教育の転換期・発展期であったと考えるならば、本書は、貴重な資料と論点を提供していると言える。本書からさまざまな発見や課題を直接的・間接的に見つけることができるのではないだろうか。

次に、本書の構成を紹介し、その特徴について簡単に触れてみたい。本書は3部構成からなり、第1部には、ロシアの障害児教育・インクルーシブ教育に関係する6つの「論文」が含まれている。モスクワ矯正教育研究所の研究者の4本の論文と、日本の研究者の2本の論文である。ロシアの研究者の論文は、①「ロシア連邦における障害児教育」、②「ロシアから見た自閉症」、③「ヴィゴツキー理論と障害児教育分野の教育基準」、④「ロシアにおける特別教育領域における発達研究と実践に対するヴィゴツキーの影響」、そして、日本の研究者の論文は、⑤「ヴィゴツキーの障害児教育論と現代ロシアの教育」、⑥「ロシアの自閉症研究と実践の現状と可能性」である。第1部は本書の理論的基盤を構成していると言える。第2部は、モスクワとサンクトペテルブルクの2つの都市の4年にわたっておこなわれた調査研究報告であり、「ロシアの障害児教育・インクルーシブ教育の実情と課題」のタイトルがつけてある。本書のユニークさをしめす箇所であるとともに、理論的基盤である第1部とどのように関連づけて理解を深めるかがポイントになってくる。読者に具体的に重要な情報を提供してくれる箇所でもある。そして、第3部は、「ユニセフ『世

界子供白書2013 障害のある子どもたち』」のタイトルをつけた文献解題である。ユニセフの「世界子供白書」は1980年以降毎年発刊され、障がいのある子どもの問題が継続して扱われてきており、2013年の白書において、はじめて、「障がいのある子どもたち」が特集として取りあげられたと紹介している。2013年の白書では、障がいのある子どもについて、7つの章を設け幅広く問題を掘り下げている。各章ごと簡潔に説明をおこなっている。ロシアの障害児教育・インクルーシブ教育の現状を評価、理解するためには、第3部で紹介されている、世界的なインクルーシブ教育の定義や到達点を重ねあわせた検討が必要になってくる。なお、この2013年白書のユニセフのインクルーシブ教育と障害児施設の記載に対し批判的検討もおこなわれており、それぞれの国や地域の歴史や現実を踏まえた具体的施策が必要であることが説得的に述べられている。理念先行は当事者に不利益をもたらすことが往々にして起こることを思えばこの指摘は重要である。

以上を整理すると、本書はロシアの障害児教育・インクルーシブ教育について、理論・実態・世界的動向の3つの観点から迫ろうとしていると言える。

### 3. いくつかの論点

(1) 障害児教育（特別支援教育）とインクルーシブ教育との関係

本書のタイトルは「障害児教育・インクルーシブ教育」である。何故、このようなタイトルにしたのか、興味が湧いてくる。このような思ひは、些末なことで本質的なことではないかもしれないが、ロシアに固有な問題としてこのタイトルが選ばれたのか、あるいは、ロシアを越える普遍的なことなのか——第2巻目以降においてもこのタイトルが使用されるのか——、少

し考えてみたい。

この点について、第1部の①論文のロシアの研究者は、「インクルーシブ教育は、現代の教育システムの発展段階において最も進んだシステムであるが、他方で、一般的な特別教育システムにとって代わるべきではないと考えている。インクルーシブ教育は独立で存在するのではなく、他の伝統的で、革新的な教育システムと共存できる唯一の形式である。社会的統合教育／インクルーシブ教育は特別教育と異ならず、特別教育の一つの形である。社会的統合教育／インクルーシブ教育は二つの教育システム——通常と特別——を合わせたもので、境界線をなくすることができる。障害児はどのような種類の教育機関においても教育への権利を活用し、必要な特別支援を受ける機会をもたなければならない。」と特別支援教育（障害児教育）とインクルーシブ教育との関係を論じている。この論者は、障がいのある子どもにとって、インクルーシブ教育は、それぞれの子どもの特別なニーズにも対応する必要があるという点では特別支援教育の一つの形態であり、特別支援教育にとって代わるべきでない」と指摘している。この論にしたがえば、本書のタイトル「障害児教育・インクルーシブ教育」は、特別支援教育（障害児教育）とインクルーシブ教育との関係を表す本質的・普遍的な問題を内包し、かつ、2つの関係に関する論点を提供するシンボリックな言葉であり、2つの関係を通して各国や地域の特徴を考察するための重要な言葉であるとも考えられる。

上記の指摘を深めるためには、インクルーシブ教育の目的等をロシアではどのようにとらえているのか、そして、特別支援教育（障害児教育）とどのような関係にあるのか、明確にする必要がある。この点に関し、①の論者は、ロシア連邦教育科学アカデミーの特別教育機関評

議会の「インクルーシブ教育を合同教育のプロセスつまり一連の教育の中で、社会性の発達に必要な発達をほぼ達成することを目標に定型発達の子どもとともに障害児を訓練していくプロセスとみなしている。環境調整、リハビリテーションは障害児への心理的、教育的支援システムの基盤である。このようなアプローチによって発達の不全に対する矯正や、代償を最終的なゴールとみなすのではなく、障害児を社会で最も充実し、効果的な形で統合するのに最重要な状況をつくり出すことであることがはっきりしている。ロシアのインクルーシブモデルは個人と環境を一体として考えたヴィゴツキーの理論に基づいている。」とする、インクルーシブ教育の定義を紹介している。この考えの特徴は、障害のある子どもにとってのインクルーシブ教育の目的は、定型発達の子どもとともに社会性の発達をめざすこと、そして、その条件を最も効率的につくりだす条件を有している機関がインクルーシブ教育を担うとする所にある。そして、この考えは、ヴィゴツキーの理論に基づくとも述べている。社会性の発達の実体とは何か、誰にとっての発達なのか等、素朴な疑問が湧いてくるが、この考えが、ロシア流のインクルーシブ教育の定義とみなすことができるのであろう。ヴィゴツキーの発達理論の援用については、彼の個人と環境との関係に関する論は妥当としても、インクルーシブ教育の目標の妥当性について、ヴィゴツキーの論を持ち出すことは、どこまで妥当性があるのか、検討を要するのではないだろうか。

## (2) ヴィゴツキーとロシアの障害児教育・インクルーシブ教育との関係

ヴィゴツキーの論とロシアの特別支援教育、ならびにこの分野での発達研究との関係については、④の論者が述べているが、正直、説明不

足で分かりづらい所が多い。ソビエト時代から現在のプーチン政権下のロシアにおいても、ヴィゴツキーの思想が生き続け、特別支援教育にも影響をあたえ続けている背景や根拠を明らかにすることは大切であろう。また、ヴィゴツキーの論がどのように受け継がれ発展してきているのか、あるいは、誤った理解や援用はないのか、その検討も必要であろう。そのためには、当然ながら、ヴィゴツキーの論を正しく学び、現実問題を理解し、解決するための彼の論の発展も必要になろう。

ヴィゴツキー論と障害児教育・インクルーシブ教育の関係については、日本の研究者⑤の論文は、これらの問題を簡潔に整理し、論点も提供している。論点については、ヴィゴツキーの教育論の特徴について、障害児教育にはらむ両義性としてとらえ、「障害を教育によって「矯正」することで、社会に貢献する一人の主体としようとする。この意味では障害をもつ者に「背伸び」を要求する。この「背伸び」は現在の発達水準ではなく、一步未来の発達水準を要求する教育のあり方を示唆するヴィゴツキーの最近接発達領域に通じるものである。障害者を健常者の社会へ矯正することで包摂しようとする。この方向性にこそ現在のロシアの社会制度の特徴が示されているのかもしれない。」と指摘している。この指摘は、上述した、ロシア連邦教育科学アカデミーの特別教育機関評議会によるインクルーシブ教育の定義の特徴とも重なってくる。ヴィゴツキーの最近接発達領域については、ソビエト時代の「教授-学習」と発達との関係、その問題点を通し、過去、活発な議論が日本でおこなわれている。ヴィゴツキーが夭折したことによる、彼の論の未完成な所については、⑤の論者の「背伸び」を含め、様々な解釈と論の援用が起ってくる。

筆者（黒田）は、ヴィゴツキーは心理学者で

あるが、真の意味での教育学者ではないと考えている。その意味では、ロシアのインクルーシブ教育を論じる際も、心理学者であるヴィゴツキーの他にヴィゴツキーと共に時代を生き、互いに高め合った教育学者の遺産にも注目する必要があると考える。例えば、ある文献では、ヴィゴツキーが展開した、障害児教育（当時の養護学校での教育内容）に対する批判として有名な、総合的な社会教育の重要性について、彼はクルプスカヤ女史から多く学んだことが指摘されている。彼の養護学校での教育としての社会教育の重要性の訴えは、現在のインクルーシブ教育の先駆けと見なす論者もいるくらいである。私見であるが、ロシアにおける今後の障害児教育・インクルーシブ教育の発展のためには、ヴィゴツキー一人ではなく、社会主義時代に活躍し、スターリン時代に粛正されたクルプスカヤ女史に代表される教育学者からの学びが必要であると考え。その点において、現在のロシアでこのような教育学者をどのように評価しているのだろうか、また、彼らの業績を自由に論じることが可能な社会状況にあるか、否か、関心のある所である。

(3) 2013年ロシアの「障害のある子どものための特別な連邦国家スタンダードのコンセプト」等について

先にロシアのインクルーシブ教育の特徴に触れたが、2013年の「障害のある子どものための特別な連邦国家スタンダードのコンセプト」による、障害種別や程度による4つの教育形態について、本書のいくつかの論文で紹介されている。障害種別として、聴覚障害、難聴児、視覚障害児、弱視児、言語障害児、運動障害児、精神遅滞児、知的障害児、自閉症スペクトラム児があげられる。これらの子どもは、原則、アカデミックスキルと生活スキルの能力のバラン

スが配慮され、学校が準備されている。そして、学校選択は親の意向が尊重される。しかし、重度の障害のある子どもは、リハビリテーションセンターや子どもの家（児童養護施設）で教育を受けている。養護施設の子どもの家でのこのような子どもの教育は、教育機関と福祉機関とを区別し、それぞれの機関にふさわしい支援を提供するという日本のシステムでは考えられない仕組みである。第2部の調査研究から、重度の障害のある子どもの夫婦の離婚率の高さによる家庭での養育放棄が多いことが報告されている。このような子どもに、インクルーシブ教育とはどのような意味をもっているのか、インクルーシブ教育において、このような子どもはどのように位置づけられているのか、正直の所、疑問をもたざるをえない。

上記の4つの教育形態について、第1部の③論文では、教育形態の第I標準形の教育のみがインクルーシブ教育とされている。他の形態においても、例えば、第II形態は「特別学級形態」であり、交流や学びの共同は可能と思われる。なぜ、第I形態のみがインクルーシブ教育と命名されているのであろうか。解説によれば、第I標準形の教育対象には、定型発達の子どもの近い発達レベルにあり、健康な仲間たちと交流をもち肯定的な経験をもつ子どもたちが該当する。インクルーシブ教育が狭い意味で使われていることがうかがわれる。インクルーシブ教育は特別支援教育の形態の一つとするロシアの論を先に紹介したが、インクルーシブ社会の中での教育、そして、重度の障害の子どもの教育の位置づけについては、まだ不明な所が多い。これらの点について、本書の目的に照らしあわせ、ロシアの障害児教育・インクルーシブ教育に関する総合的考察を期待したい。

#### (4) その他

紙数を越えてしまい、書評としては不十分なまま終了せざるをえなくなってしまった。第1部の②と⑥の自閉症の論文もロシアの自閉症研究の状況が定かでないことから興味深い。ソビエト時代の自閉症研究について、筆者は、30年前位に大学の紀要に投稿したこともあり、この間の研究の推移に注目し、考察を深めたい。また、本書が研究の中心とする知的障害の研究状況について、ヴィゴツキーの知的障害研究を踏まえての今日のロシアの研究者による論文も扱って欲しかったと思う。機会があれば是非、紹介していただきたい。第2部の現地調査研究は民間の機関に頼っていることも多く、資金的に課題をかかえ、あるいは、療育や治療に膨大な費用が必要とする機関もみられること等、調査でしか分からない情報がえられたことは貴重であった。知的障害に限定して、現地調査から学び、整理してみようと考えたが、本書では困難であった。他の機会での学びを期待したい。

ところで、ユネスコの2010年報告で、ソビエト時代の障害児教育について、親から離れて施設に入所させられるか、国からの支援もなく在宅のままであったとする記述があることを始めて知った。この報告は不十分であると考えられる。1920年代、30年代のヴィゴツキーの知的障害の研究、彼の当時の養護学校に対する評価と批判等、また、1920年代半ばからの彼の教育省の「欠陥」児教育課の主任としての活躍、視覚障害者や聴覚障害者の社会参加に向けた国家としての教育政策等を踏まえればユネスコの記述は正確さに欠けると言える。ソビエト時代を否定的にとらえるという、ユネスコの姿勢があるならば問題であり、修正が求められる。

(くろだ よしたか)